



# のびのび通信



～こんなことしたよ～

●問い合わせ先 小郡市子育て支援センター

☎73-5041

メールアドレス ogorisi.kosodate5041@izm.bbiiq.jp

ホームページ http://www1.bbiiq.jp/ogori.kosodate/

のびのび教室は親子でふれあい遊びを楽しみながら、仲間作りをする場です。

毎週火曜日に、校区毎に市内の会場をまわっています。年間8回の計画で1回目は、1年間使うシール帳作りをしました。現在は、2回目で ミニ運動会を開催中！

おたのしみの親子ゲームが盛りだくさん！！

まだ参加したことのない人、ぜひ参加してくださいね♪

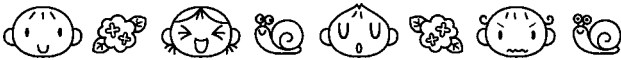
かわいいシール帳ができたよ！



すてきなアレンジメントの完成！！

## ☆未就園児の保護者を対象としたリフレッシュ講座！

1回目は フラワーアレンジメントを体験しました。1年を通していろいろな企画があります。広報などでお知らせしますので、お見のがしなく…！！



## 医療制度をご存知ですか？

乳幼児医療 3歳以上で入院のみ(母子家庭等医療・障害者医療の対象者には、治療費のうち初診料、往診料、入院時食事等を除いた自己負担分を助成します。乳幼児医療の3歳未満の対象者は入院時食事等を除いた自己負担分を助成します。また、老人医療の対象者は、医療費の1割一定以上所得者については3割)の自己負担で診療が受けられます。各医療制度の対象者は次のとおりです。

### 乳幼児医療

対象者 ①市内に住所がある人 ②入院は就学前まで、入院外は3歳未満の人 ③国民健康保険または社会保険に加入している人 ④生活保護を受けていない人  
申請手続きに必要なもの 健康保険証(対象児が記載されているもの)、印鑑  
出生から30日以内の手続きをしてください

### 母子家庭等医療

対象者 ①市内に住所がある人 ②国民健康保険または社会保険に加入している人 ③生活保護を受けていない人 ④本人または扶養義務者の所得額が一定額を超えない人 ⑤6か月を過ぎた長期入院でない人 ⑥次のいずれかに該当する人  
母子家庭の母および児童(児童が18歳に達した年度の3月末まで)  
一人暮らしの寡婦(別に該当要件がありませんので、問い合わせてください)

### 障害者医療

対象者 ①市内に住所がある人 ②3歳以上の人 ③国民健康保険または社会保険に加入している人 ④生活保護法による保護を受けていない人 ⑤次のいずれかに該当する人  
・身体障害者手帳1・2級療育手帳A(判定書でもよい)  
・障害基礎年金証書または特別児童扶養手当証書の1級で、かつ傷病名が「知的障害」または「精神遅滞」  
申請手続きに必要なもの 健康保険証、印鑑、障害者手帳や公的年金証書(施設入所の人には施設受給者証)等

### 老人医療

対象者 ①市内に住所

がある人 ②国民健康保険または社会保険に加入している人 ③75歳以上(誕生日の翌月1日から該当)の人または、65歳以上で障害認定を受けた人または昭和7年9月30日以前に生まれた人 ④生活保護法による保護を受けていない人  
障害認定を受けた人とは、障害年金1・2級または、身体障害者手帳1・3級・4級の一部、療育手帳「A」、精神障害者保健福祉手帳1・2級に該当する人です。  
申請手続きに必要なもの 健康保険証、印鑑  
障害認定を受けた人の申請は、公的年金証書や身体障害者手帳等が必要となります。

### 各医療証の使用について

病院に保険証と医療証を提出してください。ただし、差額ベッドなどの健康保険が効かないものは除きます。  
問い合わせ先 国保年金課医療年金係(内線422)